

鳥取県ひとり親家庭等 自立促進計画

【改訂版】



＜計画期間＞

令和2年4月から令和7年3月

＜新たに取り組む施策の内容＞

◆子育てや生活支援の充実

- ・ 学習支援事業の周知
- ・ こども食堂の拡大及び取組充実
- ・ 子どもの居場所づくりの支援
- ・ 子どもの体験活動の機会の提供

◆就業支援の推進

- ・ きめ細かな就業支援
- ・ 男女ともに働きやすい職場環境づくり

◆養育費確保の推進及び面会交流の推進

- ・ 啓発と取決めの債務名義化の推進
- ・ 相談体制の強化

◆経済的支援の充実

- ・ 教育費の支援



令和2年3月

鳥 取 県



鳥取県では、ひとり親家庭等の自立支援のあり方や施策の方向性を位置づけ、総合的な事業展開を図るために、5カ年の「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しています。

このたび、第2期計画の計画期間が終了するにあたり、県内のひとり親家庭等の実態を踏まえ、これまでの取組状況の点検、課題を整理し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援をより充実・強化することとし、計画の改訂を行いました。



基本理念

ひとり親家庭等の自立した生活の確立と、
世代間の貧困の連鎖が解消され児童の健やかな育成が実現できる社会づくり

計画の体系

次の4つの基本目標を柱として、ひとり親家庭等が安心した生活を送ることができるよう、きめ細やかな支援を展開します。

基本目標1 子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して、子育てを行いながら、就業や就業に向けた職業訓練を受けることができるよう、市町村との連携のもと、児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供などの子育てサービスや生活面の支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の様々な相談に適切に対応するため、相談機能の充実を図ります。

基本目標2 就業支援の充実

ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、子育てと仕事の両立支援など、就業面での支援の充実を図ります。

基本目標3 養育費の確保及び面会交流の推進

市町村や国の養育費相談支援センター等と連携し、それぞれに家庭の状況を勘案しながら、取り決めや実施が適切になされるよう、啓発や相談支援を実施します。また、相談にあたる母子父子自立支援員の資質向上、弁護士等による専門相談など相談体制を強化します。

基本目標4 経済的支援の充実

児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と向上及び自立を図ります。

また、保育・教育にかかる費用の経済的支援を行います。



主な支援内容



基本目標 1

子育てや生活支援の充実

保育サービス等の充実

- 多様な保育サービスの提供
- 放課後児童クラブの充実及び減免の推進
- 保育料等の軽減

子育て支援サービスの充実

- 児童の学習支援の推進
- こども食堂の拡大及び取組充実
- ショートステイ・トワイライトステイ事業の実施

生活支援の充実

- ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施
- 公営住宅における優先入所の推進

相談機能の充実

- 母子父子自立支援員による相談の充実
- スマートフォンサイト等による情報提供

基本目標 2

就業支援の推進

能力開発への支援

- ひとり親家庭自立支援給付金事業の実施
- 資格取得のための奨学金制度の充実
- 就業支援講習会の実施
- 公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施

就業の支援

- 母子父子自立支援員による就業相談
- ハローワーク等と連携した就業支援
- 県立ハローワークでの就業支援
- 男女ともに働きやすい職場環境づくり

基本目標 3

養育費の確保及び面会交流の推進

広報啓発活動の充実

- 広報・啓発活動の推進

相談体制の強化

- 母子父子自立支援員による相談機能の強化
- 弁護士等による相談事業の実施

養育費確保及び面会交流の推進

- 養育費の取決めの推進
- 面会交流の実施の推進

基本目標 4

経済的支援の充実

各種手当の適切な支給

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付け
- ひとり親家庭医療費助成の実施
- 各種支援策の周知の徹底

教育費の支援

- ひとり親家庭小・中学校入学支度金の支給
- 高等学校等修学支援金の支給
- 私立中学校・高等学校生徒への授業料等支援
- 高校生の通学費にかかる助成

相談窓口一覧（福祉事務所、母子父子自立支援員）

令和2年3月現在 ※今後変更になる可能性があります。

	住 所	電話番号
鳥取市こども家庭課	〒680-8571 鳥取市幸町7-1	0857-30-8239
米子市子育て支援課	〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地	0859-23-5176
倉吉市子ども家庭課	〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1	0858-22-8120
境港市子育て支援課	〒684-8501 境港市上道町3000番地	0859-47-1077
岩美町福祉事務所	〒681-0003 岩美郡岩美町大字浦富1029-1	0857-73-1339
若桜町福祉事務所	〒680-0701 八頭郡若桜町大字若桜801-5	0858-82-2214
智頭町福祉事務所	〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭1875	0858-75-4102
八頭町福祉事務所	〒680-0495 八頭郡八頭町宮谷254-1	0858-72-3581
湯梨浜町総合福祉課	〒682-0723 東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	0858-35-5374
琴浦町福祉課	〒689-2303 東伯郡琴浦町大字徳万591-2	0858-52-1715
北栄町福祉課	〒689-2221 東伯郡北栄町由良宿423-1	0858-37-5852
日吉津村福祉保健課	〒689-3553 西伯郡日吉津村大字日吉津872-15	0859-27-5952
南部町福祉事務所	〒683-0323 西伯郡南部町倭482	0859-66-5522
伯耆町福祉課	〒689-4133 西伯郡伯耆町吉長3-7番地3	0859-68-5534
日南町福祉保健課	〒689-5211 日野郡日南町生山511-5	0859-82-0374
日野町健康福祉課	〒689-4503 日野郡日野町根雨101	0859-72-1852
江府町福祉保健課	〒689-4401 日野郡江府町大字江尾2088番地3	0859-75-6111

※三朝町又は大山町にお住まいの方は、下記窓口にご相談ください。

（三朝町の方）鳥取県 中部総合事務所福祉保健局	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3141
（大山町の方）鳥取県 西部総合事務所福祉保健局	〒683-0802 米子市東福原1-1-45	0859-31-9308



令和2年3月発行

鳥取県子育て・人財局家庭支援課

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7869

ファクシ 0857-26-7863